

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月27日
【会社名】	東京電力リニューアブルパワー株式会社
【英訳名】	TEPCO Renewable Power, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永澤 昌
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
【電話番号】	03 (6373) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室 鶴狩 洋平
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
【電話番号】	03 (6373) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室 鶴狩 洋平
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2024年 8 月19日
【発行登録書の効力発生日】	2024年 8 月27日
【発行登録書の有効期限】	2026年 8 月26日
【発行登録番号】	6 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	200,000百万円 (200,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2024年11月27日(提出日)である。
【提出理由】	2024年 8 月19日に提出した発行登録書の「第一部 証券情報」のうち「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

<東京電力リニューアブルパワー株式会社第（未定）回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

1【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金（未定）円を社債総額とする東京電力リニューアブルパワー株式会社第（未定）回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定である。

各社債の金額：1億円

発行価格：額面100円につき金100円

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

（1）【社債の引受け】

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定している。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目８番１号

（注）元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しているが、各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定である。

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本社債の払込金額の総額（未定）円（発行諸費用の概算額は未定）

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

設備資金、借入金返済、社債償還、投融資資金及び運転資金に充当する予定である。

（訂正後）

設備資金、借入金返済、社債償還、投融資資金及び運転資金に充当する予定である。

本社債の手取金については、水力・風力・太陽光・地熱の再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に関す

る新規支出及びリファイナンスに充当する予定である。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加する。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<東京電力リニューアブルパワー株式会社第（未定）回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、以下の通り、グリーンファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定し、第三者評価機関であるDNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下「DNV」という。）より、本フレームワークにつき関連する以下の原則等を適用または参照していることの確認のための評価を受け、適格性についてセカンドパーティ・オピニオンを取得している。

- ・グリーンボンド原則2021（注1）
- ・グリーンボンドガイドライン2022年版（注2）
- ・グリーンローン原則2023（注3）
- ・グリーンローンガイドライン2022年版（注4）
- ・気候ボンド基準(Climate Bonds Standards v4.0)のうち参照可能な技術基準（注5）

また、第三者評価を取得することに関し、環境省の「令和5年度グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（脱炭素関連部門）」（注6）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるDNVは一般社団法人環境パートナーシップ会議より交付決定通知を受領している。

- （注1） 「グリーンボンド原則2021」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインである。
- （注2） 「グリーンボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインである。
- （注3） 「グリーンローン原則2023」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインである。
- （注4） 「グリーンローンガイドライン2022年版」とは、グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインである。
- （注5） 「気候ボンド基準(Climate Bonds Standards v4.0)」とは、国際NGOであるCBI（Climate Bonds Initiative）が当該債券について、パリ協定における1.5 目標の経路と一致している、または2030年までに適格となることを、厳格な科学的基準に基づいて認証する基準である。当該基準は、CBIにより作成された国際的に幅広く認知された基準で、認証プロセス、発行前・発行後要件やセクター別の適格性・ガイダンスが含まれており、「グリーンボンドの環境に対する貢献度についての信頼性や透明性を確保すること」を目的としている。気候ボンド基準ではセクター別基準が運用されており、当該グリーンボンドが対象とするプロジェクト及び資産の適格性の判断においては、該当するセクター別基準を満たしている必要がある。
- （注6） 「令和5年度グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（脱炭素関連部門）」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業である。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすものである。
- （1）グリーンボンドの場合にあっては、調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、発行時点において、調達資金の50%以上が国内脱炭素化事業に充当されるまたは調達資金の用途となるグリーンプロジェクト件数の50%以上が国内脱炭素化事業であること。
- サステナビリティボンドの場合にあっては、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、発行時点において、調達資金の50%以上が国内脱炭素化事業に充当されるまたは調達資金の用途となるグリーンプロジェクト件数の50%以上が国内脱炭素化事業であり、かつ、ソーシャルプロジェクトを含む場合は環境・社会面で重大なネガティブな効果がないこ

と。

- (2) グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること。
- (3) フレームワークが発行までに公表済みであること。
- (4) 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」に整合し、トランジションファイナンスとして資金調達するものではないこと。

東京電力リニューアブルパワー株式会社
グリーンファイナンス・フレームワーク

1．調達資金の使途

当社がグリーンファイナンスで調達した資金は、以下の適格クライテリアに該当するプロジェクトに対する新規支出及びリファイナンスに充当される予定です。

<適格クライテリア>

「再生可能エネルギーに関する事業」

水力・風力・太陽光・地熱の再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に関する事業

2．プロジェクトの評価と選定のプロセス

当社の再生可能エネルギーに関する事業を所管する各部室が1．に定めた適格クライテリアに基づきプロジェクトの候補を選定し、当社の経営企画室において候補となるプロジェクトが適格クライテリアに適合していることを確認いたします。

3．調達資金の管理

調達した資金の充当と管理は、当社の経営企画室が行います。

具体的には、社内のシステム・帳票等により、グリーン適格プロジェクトの合計額がグリーンファイナンスの実行額を下回らないよう管理いたします。

なお、調達資金の充当が決定されるまでの間は、現金または現金同等物にて管理する予定です。

4．レポーティング

(1) 資金充当状況のレポーティング

調達資金の全額が充当されるまでの間、守秘義務の範囲内、かつ、合理的に実行可能な限りにおいて、以下の項目を当社のホームページ、または貸し手に対して開示（ローンの場合のみ）いたします。

なお、ファイナンス期間中、資金使途となったプロジェクトに重大な変化があった場合には、その旨を開示いたします。

<開示項目>

- ・未充当金の残高
 - ・充当金額
 - ・調達資金のうちリファイナンスに充当された額の概算
- グリーンローンで調達金額を非公表とする場合等は調達金額に対する割合

(2) インパクトレポーティング

調達資金の全額が充当されるまでの間、グリーン適格プロジェクトによる環境改善効果について、当社のホームページ、または貸し手に対して守秘義務の範囲内、かつ、合理的に実行可能な限りにおいて、以下の指標のいずれかまたは全てを開示いたします。

<開示項目>

- ・再生可能エネルギー種別の年間CO2排出削減量（t-CO2 / 年）
- ・再生可能エネルギー種別の設備容量（MW）